

第7回中央アジア刑事司法制度研修
「麻薬等の犯罪対策を阻害する汚職への対策、
特に裁判官、検察官及び法執行機関職員の倫理及び行動規範」

1. 日程及び参加者

- 平成23年3月2日（水）～同月17日（木）
- 海外参加者3か国7名（カザフスタン、タジキスタン及びウズベキスタン）

2. 研修概要

本研修は、麻薬等の犯罪対策を適切に推進する上での大前提となる汚職対策、特に裁判官、検察官及び法執行機関職員に求められる倫理及び行動規範を検討することにより、中央アジア諸国における薬物犯罪を中心とする犯罪の防止及び刑事司法の充実、発展に寄与するとともに、相互理解を深めることにより、中央アジア諸国の司法機関間の緊密な協力関係が構築されることを目標とする。

主要な検討項目は以下のとおりである。

(1) 行動規範及び他の腐敗防止のための方策

- ア 判検事のための行動規範
- イ 法執行機関職員のための行動規範
- ウ 行動規範の履行確保のための方策
- エ 司法・検察部内及び法執行機関における汚職に対する効果的対策

(2) 教育及び研修

- ア 法曹倫理に関する判検事のための法曹教育
- イ 職務上の責任に関する法執行機関職員のための教育及び研修

(3) 手続的規律

- ア 刑事事件における判検事の除斥、忌避及び回避の要件及び手続
- イ 判検事の弾劾、懲戒手続
- ウ 利害関係にある法執行機関職員の内部的規律

3. 客員専門家等

本研修の一環として、アジ研教官による講義のほか、以下の客員専門家・外部講師による講義を行う（敬称略）。

【客員専門家】

- オルガ・ズドヴァ
国連薬物・犯罪事務所（UNODC）中央アジア地域センター
上席法律顧問

【外部講師】

- 阪井光平 司法研修所教官
- 露木政夫 警察大学校教授